

海外経済要録

米州諸国

◇米国、経済報告

ジョンソン大統領は1月27日、経済報告を議会に提出した。同報告は、5年にわたる繁栄を続けた米国経済の拡大基調に強い自信を示しつつも、ベトナム戦争がインフレの脅威をいっそう強めている点を指摘し、賃金・物価上昇に関するガイドポストの遵守を労使双方に強く要請している。また同報告は、財政・金融政策を慎重に運用する必要を強調し、場合によっては増税をも辞さないとの態度を明らかにしている。同報告の要点は次のとおり。

(1) 長期にわたる繁栄とベトナム戦争の拡大は米国経済に新たな問題を提起している。生産設備と労働力を確保できるかどうか、物価と賃金のスパイラル的上昇を防止しうるか、「偉大な社会」建設計画を推進しつつ国防上の必要に即応してゆけるかどうか、などの問題がそれである。これに対する回答は「可能」の一言につきるが、かかる問題が提起されていること自体、米国が新しい経済環境におかれていることを示すものである。

(2) ベトナム関係の支出はG.N.P.の1.5%以下にすぎず、経済的に耐えられない負担ではない。

(3) 1965年中の国際収支の赤字幅は、1963年および64年に比べ半減した。また物価は昨年中、農産物および食料品の値上がりにより若干上昇したが、労働コストはほとんど変動せず、物価の安定基調は損われなかった。

(4) 1966年については、需要は引き続き増加し、これに応じて生産も拡大を続けることが期待される。軍需の増大は経済の拡大をささえる新しい大きな力となっている。66年のG.N.P.は、7,220億ドル(プラスまたはマイナス50億ドル)に達するものと見込まれ、また失業率も4%を割って、1953年以来の最低を記録するものと予想される。

(5) 1966年の最大の課題は、いかにしてコストと物価の安定を維持するかの点にある。この意味で労使双方に対して、賃金・物価の決定にあたっていっそうの慎重さとガイドポスト(3.2%に据置き)の遵守を望みたい。また連邦準備制度に対しては、成長に必要な資金の供給を図るとともに、インフレにつながるような過度の信用膨張を抑制するよう期待したい。政府としても、インフレを

是認するよりは増税を選ぶつもりである。

(6) ベトナム問題という不確定要因をかかえているだけに、本年の経済を予測することはきわめて困難である。政府は国防上必要な場合には、追加的な財政措置をとることをためらわないが、また逆に国際緊張が緩和すれば、喜んで予算を修正するつもりである。

(7) 本年の対外経済政策の目標を、①国際収支の改善、②貿易障壁の引下げ(ケネディ・ラウンドの推進)、③国際通貨制度の改革、④対外経済援助の推進の4点におきたい。

(8) 米国が国際収支の均衡を達成し、これを維持するようになれば、国際通貨の供給は減少することとなり、自由世界は新しい国際流動性の源泉を見いださなければならなくなる。米国は他の諸国とともに、国際収支黒字国と赤字国の不均衡の調整と国際通貨制度の強化に努力するとともに、主要工業国および全自由諸国が、新しい準備資産の創造について合意に達することを希望する。

(9) 対外経済援助にあたって、米国はとくに農業・保健、教育の三分野に力を注ぐ用意がある。

◇米国、対外援助教書

ジョンソン大統領は、2月1日、対外援助教書を議会に送り、1967会計年度の援助予算として33.9億ドルを要請した。この要請額は、戦後の最低であった前年度要請額(当初33.8億ドル)並みであるが、このうち軍事援助額が9.2億ドル(前年11.7億ドル)に抑えられているのに対し、経済援助額は24.7億ドルと前年度を3.6億ドル上回っている。

今回の予算要請にあたって大統領は、これが現在の国際情勢からみて必要な最低限度である旨を強調し、今後その必要が生ずれば追加要請を行なう旨を明らかにしている。本年の教書のうち注目される点は次のとおり。

(1) 経済援助対象国を、米国に敵意を持たず、しかも自助(self-help)の努力を行なっている国に限定する旨、明らかにしていること。

(2) 援助の重点を、農業の振興、教育、保健・衛生施設の改善に置くこととし、いわば国際的「偉大な社会」建設構想を打ち出したこと。

(3) 軍事援助対象国を、主として、共産圏に隣接している国とするとともに、その供与方式を有償援助中心に切り替える方針を明らかにしていること。

(4) 援助計画の内容を明確化するため、経済援助と軍事援助を別立て立法とするよう要請していること。

(5) 長期的観点から援助計画を策定し、これを弾力的に使用しうるよう、5年間にわたる対外援助支出権限の付

与を要請していること。

◇米国、貯蓄債券の金利引上げ

財務省は2月16日、合衆国貯蓄債券(United States savings bonds)の金利を3.75%から4.15%へ引き上げる旨発表した。新金利は、新規発行債ならびに1965年12月1日以降に発行されたすべての貯蓄債券に適用されるが、それ以前に発行された貯蓄債券についても、残存期間についてはそれぞれ金利の引上げが行なわれることになっている。

米国では、最近、一般金利水準の上昇が目立ち、この結果貯蓄債券の金利面の有利性は次第に失われ、その売行きが不振となっていた。今回の金利引上げは、こうした現状を背景に貯蓄債券の消化を促進し、これによつて、ベトナム戦費など軍事費の調達ならびにインフレの抑制をはかるため、実施されたものである。

なお、貯蓄債券の最高金利は第2自由公債法によって4.25%と定められているが、59年6月以降、その金利は3.75%に据え置かれていた。

歐　洲　諸　國

◇E E C委員会、企業合同に関する覚書を発表

E E C委員会は昨年末、「共同体における集中の問題」と題する覚書を作成し、加盟国政府に送付した。これは最近E E C諸国内で、基幹産業部門を中心に企業の合併が相次いで実施ないし発表^(注)されている折からこの問題に関するE E C当局の考え方を明らかにし、企業の合併をいっそう積極的に推進するよう各当局に呼びかけたものである。

(注) 最近の企業合併には、MontecatiniとEdison(化学、イタリア)、ThyssenhütteとPhoenix Rheinrohr(鉄鋼、西ドイツ)、HoeschとDormund Hörder Hüttenunion(同)、UnisortとLorraine-Escaut(鉄鋼、フランス)などの例がある。

同覚書の概要は次のとおり。

(1) E E Cの発展と域外諸国との競争激化に対処するため、企業規模を拡大させる必要がある。適正企業規模を一般的に定めることは不可能であるが、E E C諸国の企業は域外諸国(とくに米国)の企業に比べて明らかに規模が小さく、このため経営効率が低くなっている。各当局は企業合同に関し肯定的態度をとるべきであろう。

一方中小企業については、その特色を生かすため、合理化、専門化、技術の共同開発などを促進し、また中小企業が資本市場を利用しうるようにするため適切な措置をとるべきである。

(2) 2か国以上にわたる企業合同を促進し、欧州的規模の会社(European Company)を創設するため、統一会

社法を制定するとともに、各國の税制を企業合同に有利な方向に一本化すべきである。

(3) 企業合同が、ローマ条約で禁止されているカルテルおよび独占につながることが考えられるが、この点については、当面ケース・バイ・ケースで判断することとし、徐々に両者を区別する基準を作成していくのが適當であろう。

◇英蘭銀行、市中貸出規制の継続

クローマー英蘭銀行総裁は、2月1日、ロンドン手形交換所加盟銀行をはじめ各種金融機関に書簡を送り、貸出増加額を本年4月以降も現行規制限度^(注)の枠内に抑えるよう要請した。

(注) 各金融機関は、本年3月末までの1年間に、民間部門(国有企业および地方公共団体を除く)向けのボンド貸出増加額を、昨年3月17日現在の残高の5%以内に抑えるよう、英蘭銀行から要請されている。

同書簡は、貸出増加額が季節的要因により一時的に上記規制限度をこえることはやむをえない旨付言しているが、規制措置自体をいつまで継続するかについてはなんら言及していない。

なお、市中貸出は本年3月末までの1年間に3%方増加するものとみられているので、本年4月以降は2%程度の余裕が残されるのみとなる。また貸出抑制の比較的容易な部門(個人部門など)に対する貸出の削減もすでにほぼ限界に達しているため、今回の規制限度据置きによって市中貸出規制は実質的にはやや強化された結果となった。

◇英國、賦払信用規制等の強化

シェイ商務長官は、2月7日、現行の賦払信用および賃貸借契約に関する規制を次のとおり強化する旨発表した。

1. 賦払信用規制の強化

(1) 頭金率を、家具については15%(従来10%)に、電気器具、カメラ等については25%(従来15%)に、それぞれ引き上げる。

(2) 賦払信用期間を短縮し、自動車27か月(従来30か月)、家具30か月(従来36か月)、家庭用品24か月(従来30か月)とする。

2. 賃貸借契約に関する規制強化

テレビ・セット等の賃借契約に基づく前渡し金額を、賃借料の20週分から32週分に引き上げる。

今回の措置は、一昨年来の相次ぐ内需抑制策の実施にもかかわらず、消費がいぜんとして堅調を続けている(昨年の小売売上高は前年比6%増、昨年末の賦払信用

残高は前年末比7%増)現状に対処し、その抑制をはかるため、とられたものである。

なお、カラハン蔵相は、2月8日、昨年7月以来実施されている公共投資抑制措置を今後も継続する意向を明らかにした。ただしその運用にあたっては、各種の投資計画を一律に6ヶ月繰り延べる従来の方式が改められ、今後は投資額のみが規制^(注)されることになった。

(注) 各省は公共投資計画の組替えを行なうことができるが、その場合年間投資額は、各種投資計画を一律に6ヶ月繰り延べた場合と同額以下に抑えなければならない。

◇英国、産業再編成公社の設立構想を発表

ブラウン経済相は、1月25日、産業再編成公社(Industrial Reorganization Corporation)の設立に関する白書を議会に提出するとともに、同公社設立のための立法措置をすみやかに講じたい旨表明した。白書の概要は次のとおり。

(1) 産業再編成公社設立のねらいは、企業の合併を促進し、あわせて合併企業の合理化、近代化投資を助成することにより、英國産業の対外競争力を強化することにある。

(2) 公社は企業合併のあっ旋と合併企業に対する融資および出資を行なう。ただし公社は持株会社として企業を支配する意図をもつものではなく、その一人立ちを待ってすみやかに資金を回収するものとする。

(3) 同公社の所要資金は政府の出資および融資(合計150百万ポンド)によりまかなる。

(4) 同公社のあっ旋により合併した企業については独占委員会(Monopolies Commission)の審査対象から除外する。

なお、同公社の初代会長には Courtaulds(化織メーカー)の会長 Sir F. Kearton の兼任が予定されている。

◇西ドイツ、ブンデス銀行の再割引限度枠削減

ブンデス銀行理事会は、2月3日、再割引限度枠を12.5%削減し、5月1日以降実施することを決定した。

ブンデス銀行の再割引限度枠については、金融機関の自己資本の増大に伴う限度枠の自動的拡大^(注)に対処するため、これを25%削減することが、昨年3月決定されていたが、その後の金融情勢の変化もあって、実際には12.5%の削減(昨年10月)が行なわれたにとどまっていた。ブンデス銀行の説明によれば、今回の限度枠削減は、春先き以降国際収支の好転によって金融ひっ迫の度合いが若干緩和されるとの見通しの下に、昨年3月の決定の線に沿って実施されたもので、金融引き締めの強化を

意図したものではないとされている。

なお今回の措置により、再割引限度枠は約105億マルクから約90億マルクに削減されることになる。

(注) 再割引限度枠は金融機関の自己資本の一定比率に定められている。

◇西ドイツ、貸出担保適格銘柄の一部変更

ブンデス銀行理事会は、このほど、本年1月1日以降発行された無担保の無記名金融債(ungedeckte Schuldverschreibungen)を、貸出担保適格銘柄から除外することを決定した。

本措置は、昨年暮新たに発行された Herstatt 銀行の中期金融債(準備預金制度および預金利規制の対象とならない)。40年11月号「要録」参照)に統いて今後同種の金融債が発行され、その結果、準備預金制度および預金利規制の効果が減殺されるおそれがあるため、これに対処して実施されたものである。なお今回の措置により、復興金融公庫(KFW)、工業信用銀行(Industriekreditbank)、貯蓄金庫州中央機関(Girozentralen)等の発行する金融債(無担保)も当然、担保適格銘柄から除外されることになった。

◇西ドイツ、財政制度改革案の発表

連邦政府は、かねて「財政制度改革のための諮詢委員会」(Sachverständigenkommission für die Finanzreform)。委員長 Troeger ブンデス銀行副総裁ほか4名により構成)に対し、財政制度の改革に関する調査を依頼していたが、同委員会はこのほどその調査結果を政府に答申その概要が2月12日公表された。

同答申の概要は次のとおりであるがこのうちとくに注目されているのは、①州政府に対する連邦政府の規制権限強化、②景気対策としての財政政策の活用、③金融調節手段の拡充、の3点である。

(1) 連邦と州との関係

イ. 連邦政府と州政府との間の行政権限区分を明確化するとともに、両者間における租税收入の配分を根本的に再検討する必要がある。

ロ. 地方分権の行過ぎを是正し、協調的連邦主義(ein kooperativer Föderalismus)の実現をはかるため州政府に対する連邦政府の権限を強化することが望ましい。また州政府による大規模な投資計画については、連邦政府がその立案に参画し、計画を連邦の経済・財政政策に即したものとすることが必要である。

(2) 市町村の財政制度

市町村の租税收入に開きがあり、これが地域格差拡大

の原因となっている現状を改善するため、なんらかの措置をとる必要がある。

(3) 景気対策としての財政政策

イ. 連邦政府に対し、1年間の時限立法により、景気情勢に応じて所得税率および法人税率を上下(5%または10%の引上げ、5%、10%、15%の引下げ)しうる権限を付与することが望ましい。またタバコ税、酒税についても同様の権限付与が望ましい。

ロ. 民間投資を調整するための税制措置を講ずることが必要である。

ハ. 連邦と州とをあわせた長期(4~6年)財政計画を立て、財政政策の合理化をはかることが望ましい。

ニ. 州政府の債務負担行為について、その負担額等を規制する権限を連邦政府に付与することが望ましい。

(4) 金融調節手段の拡充

財政措置による景気調整をより効果的にするため、ブンデスバンクの権限を次により強化することが望ましい。

イ. ブンデスバンクに、金融機関貸出を量的に規制する権限を与える。

ロ. オペレーションを活発化するため、ブンデスバンクの売出手形制度を設ける。

ハ. 連邦特別会計、州等の公共機関が公債を発行する場合の規定(ブンデスバンク経由発行、経由しない場合はブンデスバンクと協議)を、債務証書借入れの場合にも準用する。

ニ. 連邦生命保険金庫など社会保険機関の余裕金が多額に上り、またその運用方法に景気対策上問題が多い現状にかんがみ、その余裕金をブンデスバンクに予託させるとともに、その運用を政府短期証券の買入れ等に限定することが望ましい。

◇ フランスの新経済・社会政策

さる1月8日発足以来新政策を検討していた第2次ボンピドー内閣は、2月16日、一連の新経済・社会政策を決定した。今回決定をみた新政策は民間投資の促進と社会政策の充実を2本の柱とするものであるが、その内容は從来の経済安定路線を踏襲しつつ、これに若干の手直しを加えた程度にとどまっている。その概要は次のとおり。

(1) 投資促進措置

イ. 投資促進のための減税

2月15日以降本年末までに特定の投資財を購入し、または購入契約を締結した企業に対して、当該投資財の購入価格の10%相当額を税額から控除する(本措置

の適用を受ける投資財のリストは近日中に発表される予定)。

ロ. 銀行の最低貸出金利規制の廃止

銀行の自由競争を促進し、借り手側に有利な環境を醸成するため、市中銀行の最低貸出金利規制の廃止を検討するよう国家信用理事会に要請する。

ハ. リース会社の授信能力の拡大

リース業務が増大しつつある現状にかんがみ、リース会社(Sociétés de prêt-bail)を国家信用理事会の規制下におくとともに、現在自己資本相当額に限定されているリース会社の借入限度を倍増させるよう、フランス銀行およびクレディ・ナショナルに要請する。

ニ. 外国投資の弾力的取扱い

蔵相を委員長とする委員会を設立し、外国からの投資受入れに関する基本方針の策定に当らせる。同委員会は、国家的利益を尊重しつつ、外国からの投資に対して必要以上に制限的な態度をとらないものとする。

(2) 物価政策

イ. 価格凍結措置の手直し

価格凍結措置の全面的解除は行なわないが、その若干の手直しをはかるため、新たに計画契約(Contrat de programme)制度を導入する。すなわち、製品価格引上げを希望する企業は大蔵省に資金、生産、設備投資などに関する計画(Programme)を提出し、これが妥当と判断された場合には、当該計画を尊重することを条件として価格引上げが認められる。

ロ. 国鉄運賃の引上げ

国鉄の旅客および貨物運賃を3月1日以降5%引き上げる。

(3) 社会政策

イ. 最低保障賃金の引上げ

最低保障賃金(SMIG)を1時間当たり2.0075フランから2.05フランへ2.12%引き上げる。また、SMIG算定の標準となる物価指数を、従来の生計費指数(179品目)から消費者物価指数(259品目)に変更する。

ロ. 家族手当の増額

公務員の家族手当を8月1日以降4.5%引き上げる(本年度予算では3.5%の引上げが予定されていた)。

ハ. 養老年金引上げの繰り上げ実施

本年10月1日実施を予定されていた養老年金の引上げ(現行19千フランを20千フランに引き上げ)7月1日に繰り上げ実施する。

ニ. 労働時間の短縮

週間労働時間の最高限度を現行の60時間(法定労働時間40時間と時間外労働時間とを加えたもの)から54

時間に短縮する。もっとも事情により若干の例外を認める。

ホ. 従業員に対する無償交付株式の割当

内部留保取りくずしによる増資株式(無償交付分)を従業員に割り当てる問題(注)を検討するため専門家委員会を設け、3ヶ月以内に結論を提出させることとする。

(注) 企業の内部留保の蓄積には従業員の協力も寄与している以上、その一部について従業員の権利を認めるのが適当であるとの考え方によるもの。

ヘ. 住宅建設の促進

住宅公庫を通じ新たに15千戸の住宅を建設して老朽家屋に代えるとともに、老令者、単身者、青年層のために12千戸の住宅を建設する。

ト. 所得問題研究センターの設立

所得政策の樹立に資するため、学識経験者から成る所得問題研究センター(Le Centre d'Etude des Revenus et des Cohût)を設立し、各種所得およびコストに関する調査を行なわせる。

(4) 農業政策

イ. 牧畜業の近代化

フランス農業に占める牧畜業の重要性(農民収入の62%は家畜飼育による)にかんがみ、その近代化のため総額135百万フランの補助金を支出する。

ロ. SMAGの引上げ

SMAG(農業労働最低保障賃金)を2.98%引き上げる(本制度の適用者推定200千人)。

ハ. 離農補償金の引上げ

農業の近代化を阻害する要因となっている老令農業労働者の離農を促進するため、離農補償金(現行30千フラン)を36千フランに引き上げる。

◇フランス、銀行法の改正

フランス政府は、2月1日、銀行関係法規を改正する政令を公布した。今回の改正のうちとくに注目されるのは、預金銀行に対して長期預金の受入れとその長期貸出への運用を認めたことで、そのねらいは、膨大な支店網を有する預金銀行の窓口を通じて安定的な貯蓄預金を吸収し、これを投資促進のために役立たせようとする点にあるとされている。おもな改正点は次のとおり。

(1) 業務分野の拡大

イ. 預金銀行

(イ) 従来禁止されていた2年以上の預金の受入れおよび期間2年以上の貸付けを行なうことを認める。
(ロ) 期間2年以上の預金に限りこれを企業への資本参

加および不動産投資に充当することを認める(従来認められていた期間2年未満の預金による企業への資本参加および不動産投資は今後禁止される)。ただし、資本参加については、出資額は企業の資本金の10%以内を限度とし、かつ銀行の自己資本の75%以内でなければならない。

ロ. 事業銀行

(イ) 従来禁止されていた期間2年未満の預金の受入れおよび期間2年未満の貸付けを行なうことを認める。
(ロ) 期間2年未満の預金を、企業に対する資本参加および不動産投資に充当してはならない。

(注) 上記改正により、預金銀行と事業銀行との差異は後者に企業への出資限度規制がない点のみとなった。

(2) 最低資本金決定方式の変更

銀行の最低資本金は、従来法人形態別、常設店舗数別に定められていたが、今後はこれに銀行業態別(預金銀行、事業銀行、中長期信用銀行別)の区分をも加えて最低資本金を決定する。

(3) 比率規制の改訂

銀行監督委員会は、銀行に対し、従来、固定流動比率など5種類の比率規制を課しうることとなっていたが(現在、固定比率規制のみ実施)、これを次のとおり4種類に整理統合する。

(従来の規制比率) (改訂後の規制比率)

| | | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------|
| イ. 流動資産／短期負債(固定流動比率) | Coefficient de liquidité | 存続 |
| ロ. 自己資本／保証・裏書債務 | | |
| ハ. 自己資本／保証裏書債務 | 自己資本／負債 外の債務 | 自己資本／負債 総額に一本化 |
| ニ. 自己資本／同一人に対する 信用供与額 | | 存続 |
| ホ. 自己資本／不動産 | | 廃止 |

新たに、

不動産投資およびその他の中長期資産を設定。
自己資本、中長期債務および当座・短期預金

比率の実施細目は近日中に銀行監督委員会から発表される予定。

アジアおよび大洋州諸国

◇エカフェ第9回貿易委員会の開催

エカフェ第9回貿易委員会は1月24日から2月2日までバンコックで開催され、域内外加盟20か国、准加盟国として香港のほか、関係国、各種国際機関が、参加した。同会議の主要議題ならびに討議内容は次のとおりで

ある。

(1) 貿易ならびに貿易政策の動向

エカフュ地域低開発国の輸出は1964年中6.9%の増加にとどまり、また交易条件も中南米、アフリカが改善をみたのに対し悪化をみると、その貿易状況については低開発諸国が多くが危惧の念を表明した。このため先進諸国に対し関税その他貿易障害の撤廃、特恵の供与など国連貿易開発会議勧告の早期実施を迫まる動きがみられた。これに対し先進諸国はこの地域からの輸入増大、援助の改善、国際商品協定への参加など、問題解決に積極的努力を払っていることを強調した。

(2) 国連貿易開発会議関係

低開発国は国連貿易開発会議が機構の整備、作業計画の決定などに追われ、実質的な問題になら触れることがなかったことに不満の意を表明、これに対し先進国側は問題の性質が複雑であり、具体策の決定には日時を要する事情を低開発国も理解して欲しい旨発言した。

(3) 地域経済協力問題

アジア開発銀行の設立決定により、討議の中心は今後の問題ともいえる域内貿易自由化と海運問題に置かれ、1964、65年それぞれ開催された両専門家グループの報告が討議された。域内貿易自由化については、上記の報告をさらに検討し、専門家グループの再度招集が支持されたが、海運問題については、運賃の引下げ、自國商船隊の設立を主張する低開発国と海運の自由を擁護しようとする先進国の意見にはなお大きな懸隔がみられた。

(4) アジア貿易見本市

本年11月から12月にかけバンコックで開催される第1回アジア貿易見本市に対し、域内国はもちろん域外先進国も積極的にこれに参加する態度を示し、また域内貿易促進会議などの諸会議をこの会期中にバンコックで開催することが承認された。ただ第2回見本市については1968年が予定されていたが、参加国の準備の都合上反対もあり、開催時期は改めて検討されることとなった。

(5) 商事仲裁会議関係

貿易拡大のため必要な商事仲裁については、本年1月開催された商事仲裁会議の報告が討議され、仲裁モデル・ルールの採用、エカフュ商事仲裁センターの強化などが要請された。

◇アジア開発銀行設立に関する第1回準備委員会の開催

アジア開発銀行設立のための中間取決めに基づき、第1回設立準備委員会が1月28日から30日までバンコックにおいて開催された。

同委員会にはわが国はじめ、先の諮問委員会の委員団

9か国と米国、西ドイツ、豪州、韓国、ネパールの委員会を構成する14か国が全員が参加し、準備委員会の事務局長(Project Director)としてセイロン中央銀行のグナセケラ副総裁を決定、事務局長に、フィリピン政府との本部協定ならびに内規の作成、銀行本部の整備、第1回創立総会の準備など今後の具体的な設立準備事務を付託することを決めた。上記設立準備委員会は約6ヶ月のうちにすべての設立準備を完了することとされており、第2回設立準備委員会の開催される5月中旬までに一応の原案を作成することになっている。

なお、同銀行設立協定調印国は調印最終期限である1月末までに域内19、域外12計31か国となり、また出資コミット額も、域内642百万ドル、域外341百万ドルで、その後増加を希望する国もあり、発足時には授権資本10億ドルに達するものと見通されている。

◇パキスタンの本年1～6月の輸入政策

パキスタン政府は、さる1月22日、本年1～6月の輸入政策を次のとおり発表した。すなわち、

- ① フリーリスト品目は、鉄鋼、工具類、化学薬品など31品目とする(昨年度51品目)、②OG L(包括輸入許可)品目は農業用機械、医薬品など9品目とする(同34品目)、
- ③ 要許可品目はゴム、ココナット油など105品目とする(同103品目)。

同国は昨年7月工業生産の増強と物価安定をはかるため、本年度(1965年7月～66年6月)の輸入につき制限緩和策を発表していたが、印パ紛争により事実上見送られていたのみならず、すでに自由化されていた品目の輸入はほとんど全面的に禁止されていた。今回の措置は、印パ停戦の実現、外国援助の再開などを背景に、とりあえず本年1～6月につき主として工業用原材料を対象に戦時体制下のきびしい輸入制限を若干手直ししたものとみられる。

◇香港、昨年の貿易動向

昨年の香港貿易は、輸出が対米輸出の著増を主因にかなりの伸長を示したのに対し、輸入は金融の引継まり、企業の在庫調整を映じて伸び悩んだ。すなわち、輸出は6,530百万香港ドル(1,133百万米ドル)と、前年比12.9%増加(前年実績15.9%増)したが、一方輸入は8,965百万香港ドル(1,556百万米ドル)で、前年比4.8%増(同15.4%増)と著しい鈍化を示している。

これを商品別にみると、次表のとおり、輸出では、織維一次・二次製品および雑貨の3種目が輸出総額の60.2%を占め、依然高いシェアを示していること、また非

金属鉱物製品(陶磁器、宝石等)をはじめ、電気製品(トランジスターラジオ、扇風機)、化学製品の伸びが著しく、輸出商品の多様化が行なわれている点が注目される。一方輸入では、機械、鉄鋼、セメントなどがかなり増加した反面、ポリエチレン、繊維一次製品などの減少が目立っている。

さらに国別にみると、輸出では、さきごろ輸入課徴金を実施した英國向け、ならびに経済情勢悪化のインドネシア向けがかなり減少したものの、他方最大の輸出市場である米国向け(前年比41.7%増)が著増を示したほか、西ドイツ、日本など先進諸国向け輸出も軒並みに高い伸びを示している。一方輸入では、中共および西欧諸国からはかなり増加したが、これにひきかえ、日本、米国からは微増、その他アジア諸国から減少したのが注目される。

主要商品別輸出入実績

(単位・百万香港ドル)

| 輸 出 | | | 輸 入 | | | | |
|---------|-------|-------|------|-------------|----------|-------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 前年比増減(%) | | |
| 繊維二次製品 | 1,801 | 27.6 | 9.7 | 食 料 品 | 2,042 | 22.8 | 1.5 |
| 雜 貨 | 1,076 | 16.5 | 17.7 | 繊維一次製品 | 1,280 | 14.3 | ▲ 8.8 |
| 繊維一次製品 | 1,054 | 16.1 | 15.7 | 非金属鉱物製品 | 600 | 6.7 | 48.1 |
| 電 気 製 品 | 311 | 4.8 | 48.1 | 繊 維 原 料 | 563 | 6.3 | ▲ 0.1 |
| 化 学 製 品 | 291 | 4.5 | 28.2 | 電 気 機 械 | 505 | 5.6 | 23.5 |
| 非金属鉱物製品 | 275 | 4.2 | 62.7 | そ の 他 機 械 類 | 468 | 5.2 | 19.4 |
| そ の 他 | 1,722 | 26.3 | 0.6 | 鐵 鋼 | 348 | 3.9 | 12.6 |
| 合 計 | 6,530 | 100.0 | 12.9 | 石 油・同 製 品 | 274 | 3.1 | 11.8 |
| | | | | そ の 他 | 2,835 | 32.1 | 3.8 |
| | | | | 合 計 | 8,965 | 100.0 | 4.8 |

主要相手国別輸出入実績

(単位・百万香港ドル)

| 輸 出 | | | 輸 入 | | | | |
|-------------|-------|-------|--------|------------|----------|-------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 前年比増減(%) | | |
| 米 国 | 1,805 | 27.6 | 41.7 | 中 共 | 2,322 | 25.9 | 17.9 |
| 英 国 | 908 | 13.9 | ▲ 11.2 | 日 本 | 1,551 | 17.3 | 0.1 |
| 西 ド イ ツ | 391 | 6.0 | 29.0 | 米 国 | 994 | 11.1 | 1.1 |
| 日 本 | 388 | 5.9 | 22.0 | 英 国 | 962 | 10.7 | 14.8 |
| シ ン ガ ポ ール | 349 | 5.3 | 2.6 | 西 ド イ ツ | 276 | 3.1 | 11.7 |
| マ レ ー シ ア | 248 | 3.8 | ▲ 8.8 | タ イ | 239 | 2.7 | ▲ 19.5 |
| イ ン ド ネ シ ア | 186 | 2.8 | ▲ 28.5 | シ ン ガ ポ ール | 238 | 2.7 | ▲ 6.3 |
| 豪 州 | 171 | 2.6 | 21.8 | 豪 州 | 199 | 2.2 | ▲ 13.1 |
| カ ナ ダ | 153 | 2.3 | 19.5 | そ の 他 | 2,184 | 24.3 | ▲ 1.4 |
| そ の 他 | 1,931 | 29.8 | 11.9 | 合 計 | 8,965 | 100.0 | 4.8 |
| 合 計 | 6,530 | 100.0 | 12.9 | | | | |

◇台湾、市中金利の引下げ

中央銀行は2月12日、市中銀行の預金ならびに貸出金利の一部引下げを決定、同14日から実施した。新金利は

次のとおり。

| | |
|----------------|-----------------|
| (1) 預金利 | 改訂後(改訂前) |
| 、貯蓄預金(1、2、3年物) | 月利 0.84%(0.9%) |
| (2) 貸出金利 | + |
| 信用貸出 | 〃 1.23‰(1.29‰) |
| 貯蓄預金担保貸出 | 〃 1.23‰(1.29‰) |

今回の措置は、企業の金利負担の軽減かたがた政府公債(注)の市中消化の促進を図るためにとられたものである。

(注) 2月16日発行の政府公債(期限4年)の総額は5億元、その利率は前記改訂預金利の月利0.84%に対し、0.866%。

◇韓国、預金支払準備率の引上げ

韓国銀行は、1月13日、次のとおり預金支払準備率の引上げを決定、2月1日から実施した。

| |
|-------------------|
| 改訂後 (改訂前) |
| 長期貯蓄預金 15% (10%) |
| 短期貯蓄預金 20‰ (12‰) |
| 要求払預金 35‰ (20‰) |

同国では、インフレ高進の懸念から、国内総与信限度を本年2月末までに855億ウォン以下に押えるため、さる12月1日から、公定歩合および預金支払準備率の引上げが実施されたが(40年12月号「要録」参照)、市中の資金需要がきわめて強いため、すでに昨年末において国内総与信額は約870億ウォンに達した。今回の措置は、かかる金融情勢に加え、本年第1四半期において季節的に財政資金の散超が予想されることから、これに対処し、引締め強化を図るためにとられたものである。

◇豪州、十進法ドル幣制を採用

豪州では、2月14日、従来の十二進法によるポンド幣制から十進法によるドル幣制への切り替えが実施され、これに伴い券面20ドル、10ドル、2ドル、1ドルの4種の銀行券と50セント、20セント、10セント、5セント、2セント、1セントの6種の補助貨の発行が開始された。

新通貨単位1ドルは従来の1豪ポンドの2分の1(すなわち10シリング)と等価(1.12米ドルに相当)とされ、その百分の1が1セントとされている。旧通貨は、2月14日以降も法貨として流通するが、漸次回収される予定であり、また2月14日以降の取引はすべて新通貨単位で表示(通常のドル表示に従うが、とくに他通貨と区別することが必要な場合は\$ Aと表示される)され、かつ記帳されている。